

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	第 2 号	令和 8 年 5 月 1 9 日 受理	都市環境常任委員会付託
件 名	飼い主責任条例の制定を求める陳情		
陳 情 者	住所 千葉県四街道市和良比 186-22 氏名 長崎 功子		

1 陳情の趣旨

四街道市における動物の遺棄・不適切飼育を防止し、動物を家族命ある生き物と尊重し動物にも人にもやさしい市の実現へ飼い主責任を明確に定めた条例の制定を求めます。

2 陳情の理由

動物を飼う責任を明確にすることは、命の大切さ、動物は人と同じ生き物であり家族として最後まで飼い主とし責任を持つことであり捨てる行為、動物の遺棄、虐待を防ぎ、近隣地域トラブル防止、行政負担を失くすことになります。対処療法での保護活動は限界を生じています。高齢化社会における問題も皆が享受することにもつながります。

現状ではこうした取り組みがない状態で安易な飼い方に多頭飼いの末に捨てる。都合で捨てる行為です。捨てられた動物にはなんの罪はありません。がこの命はさっ処分となりながらも飼い主の責任は何もありません。これらが良いのかです。他市では神奈川県では「命ある存在」として尊重する理念を条例に明記し、市民への意識向上になっています。外国ドイツでも飼い主責任を法律で明確に定めています。わが市にも動物愛護とし動物は物ではない、人と同じ生き物、家族として命への責任を条例制定で人と動物との共生、人間教育は地域社会作りへの有効性を発揮する仕組みとして陳情を提出します。

3 陳情事項

動物を捨てる行為、遺棄を防止するため、飼い主責任を明確に定める条例の制定。
動物を「命ある存在」として尊重する理念を明文化です。